

はじめに

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、障害のある人もない人も、全ての人が安全で快適な生活が送れるように、施設や交通機関の整備が進んでいます。

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮」の提供を求めています。

しかし、平成29年8月に内閣府が実施した「障害者に関する世論調査」によると、この法律を「知っている」と回答した人は、21.9%でした。その一方で、「世の中には障害のある人に対して差別や偏見がある」との回答が83.9%ありました。

今後は、障害のある人もない人も社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前というノーマライゼーションの考え方を広く社会に定着させていく必要があります。

今回の指導資料では、テーマとして「障害のある人の人権」を取り上げました。各学校において、この指導資料を活用した授業が行われることで、児童生徒の人権意識の向上が図られ、互いを尊重し合う配慮が具体的な態度や行動につながることを期待しております。

結びに、本書の刊行にあたり、御協力いただきました作成委員及び関係者の方々に対しまして、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長
吉 野 雅 彦